

劉宋の官界における皇親

越智, 重明

<https://doi.org/10.15017/2334001>

出版情報 : 史淵. 74, pp.17-42, 1957-11-01. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

劉宋の官界における皇親

越 智 重 明

目 次

- 一 宋の国情と皇帝權力 —はしがきに代えて—
- 二 皇親の地位の（対外的）優越性
- 三 中央官界における皇親
- 四 地方官界における皇親

一、宋の国情と皇帝權力 —はしがきに代えて—

宋の国情を役との関連において瞥見すると、東晋末、役を負擔すべき民庶が減少し國歩は艱難を極めたが、劉裕（のちの宋の武帝）が出て、義熙土断をめぐる諸政策を通じてそれを改変し役民は大いに増加した。宋建國の一基底としてそうした事情を無視することは出来ない。ところが、こうした状態は文帝の元嘉二十七年（紀元四百五十年）以後急変し役民は急速に減少して行く。文帝について帝位に即いた孝武帝は、役民の減少—國家の有する徭役労働力の減少・國家財政の不健全さに対し数々の対策を講じている。その一、二の例を挙げると、資治通鑑^{卷一百二十八}宋大明元年（紀元四百五十七年）の条に、

雍州の統ぶる所、僑郡県多し。刺史王玄謨上言すらく、「僑郡県は境土有る無く、新旧錯乱し、租課時ならず。請ふ、「皆土断せん。」と。」と。秋、七月、辛未、詔して雍州の三郡十六県を并せて一郡と為す。

とあつて、対内的にも対外的にも当時漸く重要性を増した雍州において、刺史王玄謨が土断を行つたことを記している。土断断行が役民増加をその目的とするのは自ら明かであるが、その際、資治通鑑に続いて、

郡県の流民、属籍を願はず。訛言すらく、「玄謨反せんと欲す。」と。時に柳元景(雍州の豪族)、宗彊く、羣従多く雍部の二千石たり。声に乗じ、皆、玄謨を討たんと欲す。玄謨、令を発して内外晏然たらしめ、以て衆惑を解く。使を馳せて啓上し、具に本末を陳ぶ。上、其の虚なるを知り、主書呉喜を遣して之を撫慰し、且つ報じて曰く、「七十の老公、反して何をか求めんと欲せん。君臣の際、以て相保するに足る。聊か復た笑と為し、卿が眉頭を伸ぶるのみ。」と。玄謨、性嚴にして未だ嘗て妄に笑はず。故に、上、此を以て之に戯る。

とある記事は、玄謨の土断断行が、少なくとも帝の意を暗々裏に察してのものであることを示唆している。次に資治通鑑卷一百二十九宋大明五年(紀元四百六十一年)の条に、

是の歳、詔して士族の雑婚する者、皆、将吏に補す。士族多く役を避けて逃亡す。乃ち嚴に之が制を為り、捕へ得れば即ち之を斬る。往往湖山に奔竄して盜賊と為る。沈懷文諫むれども聴かず。

とある。ここに見える士の雑婚の相手は、胡三省のいうような工、商、雑戸ではなく、宮崎市定博士のいわれるように庶民であろう。(2)この記事は孝武帝が士庶の別を嚴にする意を明示しているが、そのことは有役の民庶確保の線に通ずる。以後も有役の民庶は減少し国勢は衰える一方であつた。役民の減少は主としてその流亡と籍の改変によつて生ずるが、有役の民庶の流亡に関して見ると、宋書卷八十一顧顛之伝に、

(顛之)山陰令に遷る。山陰の民戸は三万にして海内の劇邑なり。云云。

とあり、宋書卷九江秉之伝に、

(秉之)復た、出て山陰令と為る。民戸三万なり。云云。

とあり、南齊書卷四顧憲之伝に見える憲之の議のなかに、

山陰の一県は、課戸二万なり。云云。

とある。顧頴之、江秉之が山陰令となつたのは共に宋建国から元嘉二十六年までの間である。顧憲之の議は齊代になつて行われたものである。民戸は士の戸を含まず、一方課戸は士の戸を含む(即ち前者は原則的に有役の戸であり、後者は無役の戸を含む)が、右は宋齊政権のよつて立つ三呉中の大県たる山陰県においてさえも、元嘉二十七年以後有役の戸数が相当に減少し以て齊代に及んだことを示唆するであらう。宋の孝武帝以後、有役たるべき民庶の多くが、籍を改変して無役となつたことに關しては後にふれるが、孝武帝以後の役民減少は後者による場合が多かつたようである。

以上述べた国情は皇帝權力のありかたと相関連している。以下それにつき瞥見すると、唐の高祖のとき、男子の冠や婦人の髻が競つて強大になるという流行が生れた。そこで高祖がその原因を令孤德業に問うたところ、「冠は人身の上部にあるもので、人君に象るものである。昔、東晋の末には君弱くして臣強しといった傾向があつたが、江南の風俗もそれを反映して、男女とも上衣が小さく下裳が大きい服装が流行した。ところが宋の武帝が即位してからは、君主の威光が尊嚴になり風俗もまた一変した。現在の流行は君權の上昇を反映するものであらう。」という意味の返答をしているが、宋になると旧来とはうつて變つた強大な皇帝權力が出現する。これは五等開國爵に關してもよくあらわれている。元來これは晋帝統司馬氏が旧來の身分の体系を制度的に再確認するものとして造り出したものであるが、宋皇帝は、宋朝成立とともにこれに對し(そうした萌芽がすでにそれ以前にあつたとはいへ)、自己に對する能力の体系、勲功の体系としての性格を濃厚に帯びさせているのである。³⁾なお、南朝における皇帝權力の強化はすでに趙翼が実例を引いて指摘したところである

が、かれの見解は久しく顧みられずむしろそれと相反する見解が支配的であつた。近来、南朝の成立が再び皇帝権力の強化として理解されかけたが、筆者もそうした立場に立つて南朝の皇帝と中央官僚貴族との關係を概観したことがあつた。もつとも、同稿は不十分なもので将来改補するつもりであるが、今次の一点だけを補説しておく。それは宋皇帝の皇帝としての有能さについてである。武帝、少帝、文帝、孝武帝、前廢帝、明帝、後廢帝、順帝の八帝のうち、少帝の在位は二年一月、前廢帝は一年六月、後廢帝は五年三月、順帝は一年九月、計一〇年七月となる。宋朝は五八年一〇月続いているが、右のように計算するとその大部分は武帝、文帝、孝武帝、明帝の在位期間となる。この四帝のうち武帝が中央官僚を強力に支配するに足る能力を備えていたのはもちろんであるが、文帝、孝武帝、明帝の三帝も、その即位のこまかい事情及び個人的性格にかなりの差はあるが、すべて在位中、帝系の代表者として中央官僚層を強力に支配するに足る能力を備えていたといえる。こうした事實は宋皇帝の中央官僚支配を相当に徹底させるに与つて力あつたといわなければならぬ。ちなみに、少帝は無能昏愚の年少者で中央官僚層を恐れさせるような行動はしていないが、孝武帝の後に立つた前廢帝、明帝の後に立つた後廢帝がたとえ一時的であつたとしても暴虐をほしいままになしえた際、それぞれ前帝の中央官僚支配の強度さの残存ということを無視出来ぬであらう。(もちろん、その際、皇帝の強力な中央官僚支配を許した別の諸条件がそこにも存していたことを考えねばならないが。)

ところで、宋代における皇帝権力の強化といつても、それは中央官界に限られている。しかも中央官界においても孝武帝のとき以後、皇帝権力の旧来のような強大さの維持が、国力の衰退にもかかわらず意図されている為、それは異常な様相(特殊な専制政治形態)を帯びるに至つてゐる。一方、地方官界にあつては、それが在地豪族勢力のもつ自律的独立的勢力の糾合された場であるだけに、初から中央官界に比して皇帝権力の浸透は微々たるものであつた。豪族勢力は義熙土断の際も決して一掃されたのではなく隠然たる勢力はそのまま宋一代を通じ温存されていた。それを本籍地長官任用にみ

てみよう。武帝のとき劉懷慎は徐州刺史に、文帝のとき趙倫之は徐州刺史に任ぜられ、また、孝武帝のとき顧琛が呉郡太守に、孔季恭が会稽太守に、孝武帝のとき及び明帝のときに顧颯之が呉郡太守に、明帝のとき及び後廢帝のときに張永が呉郡太守に、それぞれ任ぜられている。こうした任命は皇帝権力の弱化と相応するもので、それは皇帝がそうした被任命者の各地縁社会における優位を認め、かれらにそのもつ治安維持力、軍事的機能の發揮を期待するところに生ずる。これは同時に、皇帝がかれらのもつ豪族的勢力の強化―役の対象たるべき民庶のそのもとへの流入を含む―を認めざるをえなかつたことを物語っている。ところで、宋書卷四十二王弘伝に、「弘、又、上言すらく、『旧制、民年十三より半役にして、十六に至れば、全役なり。…今、皇化惟れ新に、四方無事なり。役召の応、消息に存す。十五より十六に至る。宜しく（これを）半丁と為すべし。十七を全（丁）と為すべし。』と。之に従ふ。」とある。この旧制とは少なくとも西晋以来のものである。これはほぼ元嘉三年（紀元四百二十六年）ごろから同八年（紀元四百三十一年）ごろまでの間のことである。ところで、宋書卷五文帝本紀、元嘉十七年（紀元四百四十年）十一月の条を見ると、「丁亥、詔して曰く、『……役召の品、遂に稚幼に及ぶ。諸の此の如きの比、治を傷け民を害す。自今、咸く法令に依り、務めて優允を尽せ。如し、便ならざる有れば、即ち事に依つて、別に言せ。云云。』と。」とある。元嘉の三年から十七年までの間にとくに大きい動乱―役の増発はなかつたが、それにもかかわらず、十七年の右に見えるような実情が馴致された一因として、豪族勢力の依然たる強大さと関連しての役民減少を考へるのは強ち無理ではなからう。果してそうであるとすれば、これは、すでに二十七年をまたず、地方官界において、皇帝権力が豪族勢力との関係において一段と弱体化していたことを物語るものであるといえよう。

先に、右の実情において宋皇帝が皇親を官僚としてどのように遇しましたそれによつてどのような期待をかけたかを考察した論考を編したが、余りにも大部のものとなつた為、ここにまずその摘要を發表する次第である。

なお、さきに東洋史研究第十三卷第六号に發表した「典籤考」は、發表の順序が逆になつたが、本来、その論考の一補論をなすものである。

二 皇親の地位の（対外的）優越性

宋書^{卷五十七}蔡廓伝に、楊州刺史盧陵王義真的朝堂の班次に關しての記事がある。長文であるが必要部分を左に記すと、
（傳）亮、（蔡）廓に書を与へて曰く、『楊州は自ら応に刺史の服を著すべし。然れども、謂ふ、「坐起班次、応に朝堂諸官の上に在るべし。」と。足下、誠に更に之を尋ねよ。詩の序に云ふ、「王姫、諸侯に下り嫁す。衣服礼秩、其の夫に係らず、王后に下ること一等なり。」と。王姫、王后に下ること一等なりといふを推さば、則ち皇子、居然として王公の上に在り。陸士衡が起居注に、「式乾殿に、諸皇子を集む。悉く三司の上に在り。」と。今、抄疏すること別の如し。又、海西即位す。赦文に太宰武陵王第一、撫軍將軍會稽王第二、大司馬第三なり。大司馬の位は既に最高なり。又、都督中外なり。而るに次は二王の下に在り。豈に皇子に下るに非ずや。此の文、今に具に在り。永和中、蔡公、司徒、司馬為り。簡文、撫軍、開府為り。對して朝政を録す。蔡、正司為り。応に反つて儀同の下に在るべからず。而れども、時に位次、相王、前に在り、蔡公、之に次す。諸例甚だ多し。復た具に疏する能はず。楊州反つて乃ち卿君の下に居る。恐らくは此れ礼を失せん。宜しく之を改むべきか。』と。廓、答へて曰く、『楊州の位、卿君の下に居る。常に惟れ疑とす。然れども、朝廷、位を以て相次し、本封を以てせず。復た、明文に「皇子、殊礼を加ふ。」と云ふ無し。齊獻王、驃騎為り。孫秀、來り降る。武帝、之を優異せんと欲し、秀を以て驃騎と為す。齊王を軋じて鎮軍と為す。驃騎の上に在り。若し、足下の言の如く、皇子、公の右に在ら使めば、則ち齊王の本次自ら尊し。何ぞ鎮軍に改め、驃騎の上に在らしめんや。明に知る、故に、見位に依つて次を為すことを。又、齊王、司空為り。賈充、

太尉爲り。俱に録尚書たり。事に署すれば常に充の後に在り。潘正叔、公羊の事を奏す。時に三録あり。梁王彤、衛將軍爲り。署は太尉隴西王泰、司徒王玄沖が下に在り。(中略) 足下、式乾公王を引く。吾、謂ふ、「未だ抛と爲す可からず。」と。其れ、上、式乾古伝の中に出づと云ふも、彭城王植、荀組、潘岳、嵇紹、杜斌ありて、然る後に、足下疏する所の四王を道ふ。(四王は)三司の上に在り、(然れども、また)反つて黃門郎の下にも在り。何の義か有る。且つ、四王の下には則ち、大將軍梁王彤、車騎趙王倫と云ふ。然る後に、司徒王戎と云へるのみ。梁、趙二王は、亦た是れ皇子なり。屬尊くして位齊る。(然るに)予章王の常侍の下に在り。又た復た通ぜず。蓋し、書家の時事を旨疏するや、必らずしも其の班次を存せず。式乾も亦、是れ私宴なり。朝堂に異れり。今の含章西堂に、足下、僕射の下に在り、侍中、尚書の下に在るが如きのみ。来旨に又、曾祖、簡文と對録し、位、簡文の下に在り。と云ふも、吾家の故事は則ち然らず。今、写すこと別の如し。王姬は身に爵位無し。故に、夫に従はずして、王女なるを以て尊と爲すを得可し。皇子、任に出れば則ち位有り。位有れば則ち朝に依り、之に班序を示す。唯だ泰和の赦文を引く。差や言を爲す可し。然れども、赦文の前後は、亦た參差として不同なり。太宰は公より上にして、自ら応に大司馬の前に在るべし。簡文、撫軍たりと雖も、時に已に丞相の殊礼を授けらる。又、中外部督なり。故に本任を以て班と爲したるものにして、督中外なるを以て、便ち公の右に在るにあらざるなり。今、護軍は方伯を摠ぶ。而るに、位次、故より持節都督の下に在り。足下、復た之を思へ。」と。

とある。

右の論議の行われたのは宋朝成立直後ごろと推定されるが、ここで何故に右の論議がなされたのか、また右の論議がどのような結果となつたのかということを見て行くと、

先ず、右の論議生成の背景についてであるが、右文中直接関係のない王姬の問題を論外としてその事例を取除くと、右

の論議に引かれた諸事例—(中略)の部分のものをも含む—は、そうした事例の生じた時代、官僚としての皇親(以下、「皇親」という)の朝堂の班次がその官職に従うべきであり、現実には「皇親」が異姓要官の下にある場合を生じていたことを物語るが、そうした事例はすべて、皇帝権力が弱まり皇帝の中央官僚支配の弱かつた西晋時代のものである。宋初皇帝権力が旧に比して一段と強まり皇帝の中央官僚支配の高まつたのは先に述べた通りである。皇帝の中央官僚支配度の強弱が「皇親」の朝堂の班次に何等かの影響のあるのは当然であるが、このように見ると、宋初、「皇親」の朝堂の班次が改めて問題となつたのは殆んど不可避的であつたといえる。

次にこの論議の結果についてであるが、その考察に先立つて、傅亮と蔡廓との(政治的)立場に相違があつたことを瞥見しておこう。宋書^{卷四十三}傅亮伝に、「永初元年(紀元四二〇年)、(亮)太子詹事に遷る。中書令は故の如し。佐命の功を以て建城県公、食邑二千戸に封ぜらる。入りて中書省に直す。専ら詔命を典る。亮を以て國權を任摠せしむ。省に於て客を見るを聽す。神虎門下、毎旦、車常に數百兩なり。：此れ自り後は、受命の表策文誥に至るも、皆亮の辭なり。：二年(紀元四百二十一年)、亮、尚書僕射に転ず。中書令・詹事は故の如し。明年、高祖不豫なり。徐羨之、謝晦と、竝に顧命を受け、班劍二十人を給せらる。」とあるが、傅亮の家系はいわゆる貴族(ほぼ、第六品を起家とする家格以上)にかろうじて入る程度のもので、家格の漸く固定化した当時、その貴族中の名家に伍しての官達は宋皇帝権力の強大化によつてのみ達せられるものであつた。一方、蔡廓は晉の司徒蔡謨の曾孫にあたり、貴族中での名流であつた。宋書蔡廓伝を見るに、「徵されて吏部尚書と爲る。廓、北地の傳隆に因りて、傅亮に問ふ。『選事、若し悉く以て付せらるれば論せず。然らずんば、拝する能はざるなり。』と。亮、以て録尚書事徐羨之に語る。羨之曰く、『黃門郎以下は、悉く以て蔡に委せん。吾が徒、復た懷を盾かず。此れ自り以上は、故に、宜しく同異を參ずべし。』と。廓曰く、『我、徐干木の爲に、紙尾に署する能はざるなり。』と。遂に拜せず。干木とは羨之の小子なり。選案の黃紙は、録尚書と吏部尚書と名を連ぬ。故に、廓、紙尾

に署すと云へるなり。羨之も亦、廓が正直なるを以て、權要に居ら使むるを欲せず。徙して祠部尚書と為す。』とある。この記事は、廓が家格―その官達がある程度まで自動的に決定される―に対する自負をもち、徐羨之の出身―ほぼ郡太守程度を家格上での極官とする―に對し賤視の念をもつていたこと、を物語ると同時に、廓の性格が剛直であつたこと、(一面からいえば世事に對するうとさ⁹)があつたこと、)を示している。こうした事実を念頭において、論を本筋にかえすと、右の朝堂の班次に關する論議の直前に、

〔時、中書令傅亮、任寄隆重。学冠當時。朝廷儀典、皆取定於亮、每諮廓、然後施行。亮意若有不同、廓終不為屈。〕とあり、また右の論議の記事は「足下、復思之。」で切れて、以下は別の記事となつてゐる。従つて、右の論議の記事は「〔〕」内の記事の説明の為引用されたものと解される。かくて、(一)右の論議は、「皇親」が朝堂の班次において異姓要官に對する優越性を確立することを目的として、傅亮(あるいはそれと行きかたを同じくするもの)が提出したものであつうこと、(二)傅亮の説の根拠は(当然のこととして)旧來の朝堂の慣例に求められたが、これは事実を歪曲したものであつたこと、(三)蔡廓がその説の非をついたが、結局、傅亮の説のよになつたこと、(換言すれば蔡廓の「反論の有無可否はこの際問題とならぬもので、そのおちつくところは初からきまつていたこと、)が理解されよう。

皇親はごく幼少のとき以來殆んど例外なく何らかの要官職に任ぜられてゐるのであるから、ここにいう「皇親」とは事實上皇親全体ということにならう。ところで、宋一代を通じて皇親は中央官界の諸要職に任ぜられており、その数は貴族のそれをむしろこえるほどであつた。今、それを示す例として皇親の尚書令、中書監被任命について見てみよう。それは尚書令にあつては被任命者総数の四三%、(貴族は三六%)、中書にあつては同じく五六% (貴族は三三%)となる。⁽¹⁰⁾また、皇親は地方官界においてもむしろ貴族をこえて要官職に任ぜられてゐる。それを州鎮長官について見ると、宋書^{卷五十一}

臨川王義慶伝に、

(元嘉)九年(紀元四百三十二年)、出為使持節都督荆雍益寧梁南北秦七州諸軍(事)・平西將軍・荊州刺史。荊州居上流之重、地廣兵彊。資實兵甲、居朝廷之半。故、高祖使諸子居之。義慶以宗室令美、故、特有此授。性謙虛、始至及去鎮、迎送物、並不受。：在州八年、爲西土所安。

とあり、資治通鑑卷一百二十八宋大明元年(紀元四百五十七年)八月の条に、

甲辰、徙司空・南徐州刺史竟陵王誕、爲南兖州刺史。以太子詹事劉延孫爲南徐州刺史。初、高祖遺詔、以京口要地、去建康密邇、自非宗室近親、不得居之。延孫之先、雖與高祖同源、而高祖屬彭城、延孫屬莒縣、從來不序昭穆。上既命延孫鎮京口。仍詔、與延孫合族、使諸王皆序長幼。

とある。高祖武帝が遺詔して宗室近親を京口に居らしめようとしたということは、具体的にはそれを南徐州刺史としてここに鎮せしめることを指している。かくて、武帝(劉裕)が荆、南徐二大州鎮の長官に皇親を任ずべきを制度化しようとしたのが知られる。これは祖法としてほは守られているが、以下それを具体的に見て行くと、荊州にあつては、宋代その就任者は、

宜都王義隆・謝晦・彭城王義康・江夏王義恭・臨川王義慶・衡陽王義季・南譙王義宣・朱脩之・臨海王子頊・山陽王休祐・巴陵王休若・建平王景素・沈攸之・武陵王贊・蕭巖

の十五名となる。(再任者を除く。)それから宋末における(齊室)蕭巖を除くと十四名となる。そのうち異姓は謝晦、朱脩之、沈攸之の三名である。ところで、資治通鑑卷一百二十宋元嘉元年(紀元四百二十四年)六月の条に、「(録尚書事徐)羨之以へらく、『荊州の地は重し。』と。宜都王(のちの文帝)至らば或は別に人を用ひんことを恐れ、乃ち亟かに録命を以て、領軍謝晦を除して、都督荆湘等七州・刺史を行はしめ、外に居りて援を為さしめんと欲し、精兵旧將、悉く以て之に配す。」とあるが、謝晦の就任は、徐羨之、傅亮、謝晦らが少帝を弑した善後策の一として録尚書事徐之が録命をもつて発令したに基く

ものである。従つてこれは例外的なものであり、一般的に異姓のものといへば朱脩之、沈攸之の二名に限られる。しかし、何れにしても皇親がその就任率において占める割合が圧倒的に高いのに変りはない。南徐州にあつては、

長沙王道憐・彭城王義康・江夏王義恭・衡陽王義季・南譙王義宣・廣陵王誕・始興王濬・劉延孫・新安王子鸞・永嘉王子仁・桂陽王休範・山陽王休祐・巴陵王休若・劉秉・建平王景素・蕭道成(遥領)

の十六名となる。(再任者を除く。)このうち宋末における(のちの齊の高帝)蕭道成を除くと十五名となる。その十五名中(劉延孫を帝族とすれば)異姓は一名もない。宋代の大鎮は揚、荆、南徐であるが、揚州刺史を見てもその大半は皇親である。こうした三鎮以外にも宋一代を通じ皇親州鎮長官は極めて数多い。

以上見たところから、その皇帝としての権力、中央官僚支配を旧に比して一段と強化した宋皇帝が、宋初(以来)、「皇帝—皇親—貴族—下流貴族」の、対外的な政治的ヒエラルキーを一応なりとも確立したことが窺われよう。⁽¹¹⁾

なお、宋書^{卷一}十四礼志^一に、

晉江左注、皇太子出會者、則在三格下、王公上。宋文帝元嘉十一年(紀元四百三十四年)、升在三格上。

とある記事も、右の見解を傍証するところがあろうかと思われる。

三 中央官界における「皇親」

前節では皇帝が「皇親」を対外的に、即ち帝姓対異姓の対決における場合として、如何に処したかを述べた。以下二節にわたり、皇帝が「皇親」を対内的に、即ち帝姓内における「族長」対「族人」として、如何なる関係においたかを見て行くこととする。ちなみに、皇親のもつ権勢—時として反「皇帝」的なものとなる—の基盤であるが、それは常識的に王爵を有することと高級官僚たることに求められる。皇親の封爵に関しては改めてとりあげるつもりでいるので、ここで

の論述を割愛し、ただ筆者が現在迄にえた結論として、皇親が王爵を有することが、その權勢（の保持）に殆んど關係なかつたことを指摘するに止める。一方、皇親が高級官僚たることこそは、その權勢（の保持）に決定的に必要であつたといえる。

本節では皇帝が「皇親」を中央官界でどのように遇したかをとりあげるが、これは文帝迄と孝武帝以後とで大きい相違がある。前者の際は皇帝權力の強大さにふれぬ範圍において「皇親」親委が或は底流をなし或は具現した。後者の際は特異な專政形態のもとで「皇親」の官僚としての活躍は殆んど封じられていた。以下それを年代を追うて見て行くに、

最初に武帝在位中であるが、本文前述のように武帝が要衝州鎮の長官に皇親を任ずる制を定めたところから、武帝の中央官界における皇親親委の考えが極めて強かつたであろうことが推測出来る。それにもかかわらず、「皇親」の官僚としての活躍は実現しなかつた。それは皇親層の無能弱少によると解せられるのであり、資治通鑑卷一百一十八晉元熙元年（紀元四百一十九年）十月の条に、

宋王裕、以河南蕭然、乙酉、徙司徒義眞爲揚州刺史、鎮石頭。蕭太妃謂裕曰、「道憐、汝布衣兄弟。宜用爲揚州。」裕曰、「寄奴（劉裕の小名）於道憐、豈有所惜。揚州根本所寄。事務至多。非道憐所了。」太妃曰、「道憐年出五十。豈不如汝十歲兒耶。」裕曰、「義眞雖爲刺史、事無大小、悉由寄奴。道憐年長。不親其事、於聽望不足。」太妃乃無言。道憐性愚鄙、而貪縱。故、裕不肯用。

とあるのはその一端を物語る。

次に少帝在位中であるが、その在位期間中の実情は、ほぼ武帝在位中と同様であつたとしてよからう。次に文帝在位中であるが、資治通鑑卷一百二十三宋元嘉十七年（紀元四百四十年）の条に、

司徒義康、專總朝權。上羸疾積年、心勞輒發、屢々至危殆。義康盡心營奉。葉石非口所親嘗、不進。或連夕不寐。内

外衆事、皆專決施行。性好吏職、糾劾文案、莫不精盡。上、由是、多委以事。凡所陳奏、入無不可。方伯以下、竝令義康選用。生殺大事、或以錄命斷之。勢傾遠近、朝野輻湊。每旦府門、常有車數百乘。：自謂、『兄弟至親。』不復存君臣形迹。率心而行、曾無猜防。

とあり、資治通鑑卷一百二十二宋元嘉十二年（紀元四百三十五年）の条に、

領軍將軍劉湛、與僕射殷景仁、素善。湛之入、景仁實引之。湛既至、以景仁位遇本不踰己、而一旦居前、意甚憤憤。俱被時遇。以景仁專管內任、謂爲間己、猜隙漸生。知帝信仗景仁、不可移奪。時、司徒義康、專秉朝權。湛嘗爲義康上佐。遂委心自結、欲因宰相之力、以回上意、傾黜景仁、獨當時務。云云。

とある。劉湛、殷景仁は文帝が最も親委した、異姓要官被任命者のグループに属するものである。⁽¹³⁾のち、劉湛と殷景仁との対峙は政争の焦点となり、それが引いては文帝と義康との対峙の傾向を生じたが、資治通鑑宋元嘉十七年の条には、

（前略）自是、宰相之勢分矣。義康、欲以劉斌爲丹楊尹。言次啓上、陳其家貧。言未卒。上曰、『以爲吳郡。』後、會稽太守羊玄保求還。義康又欲以斌代之。啓上曰、『羊玄保求還。不審以誰爲會稽。』上、時未有擬。倉猝曰、『我已用王鴻。』云云。

とある。劉斌は劉湛の一族で傾詔を以て義康に寵されたものであるが、やがて義康は失脚し劉湛は誅されている。以上の三記事から、義康が録尚書事としてふるつた権勢が、異姓要官被任命者グループかららの殆んどは貴族中でも第一流であるのそれを超えていたこと、こうした権勢が生じたのは、文帝の血縁を紐帯とする義康への親委と義康の官僚としての有能さによつたことが知られよう。なお、当時義康以外の（年長有能）「皇親」も亦要官にあつて、皇帝の親委のもとに活躍していたといえるのである。かくて、皇帝の親委のもとに「皇親」が要官にあつて活躍し、なかでも最高官僚たる特定「皇親」が異姓官僚（貴族）にこえる権勢を振うといった政治形態が、文帝のとき具現したといえよう。なお、そう

した政治形態は、さきに見たところから武帝のとき、すでにその生起の可能性が生じていたとしてよいであろう。ちなみに、義康について江夏王義恭が録尚書事となつたが、文帝が義康にこりたのと義恭の無能さから、文帝がかつて義康に親委した時代のような事態は再現しなかつた。しかしそのことは右の政治形態生起の可能性が存したことを否定するものではない。(当時録尚書事は官僚としての権勢を集約するものであつたが、義恭は義康に引続きその任にあり、以て孝武帝の即位に及んでゐる。)

ところで、次に孝武帝が即位すると、旧来とは大いに異なる新しい政治形態を生じた。それは孝武帝の親政として知られるものである。

ここにそれを生じた背景を考えて行くに、前にふれたように当時、国勢との関連において皇帝権力は急速に衰退してゐる。皇帝権力は一応、個人としての皇帝権力と一の組織・機構としての皇帝権力とに分けられる。武帝、(元嘉二十六年までの)文帝のもつ皇帝権力の強大さは、当然この兩者相まつての強大さであつた。その衰退も当然兩者相まつべきが予想される。ところが、当時急速に衰退したのは一の組織・機構としての皇帝権力であり、孝武帝は依然として個人としての皇帝権力を中央官界において相当に強力に有していたのである。そうしたいわばいびつな皇帝権力の強化、官僚支配の強化が行われるとすれば、それは孝武帝の意思能力だけによるものとしてでなく、むしろその対象たる中央官界における官僚勢力の性格との関連においてでなくてはならない。即ち、もし中央官僚が皇帝権力の対抗物たるべき可能性を有するとすれば、それは官僚機構が自律的独立的性格をもち、かれらがそれを利用するか、又は、かれら自らが自律的独立的性格—その代表的なものとして在地性があげられる—をもち、かつそれを官僚としての自らの行動の基底とするか、の何れかでなければならぬ。ところが、中央の各官衙は(地方官衙と異り)そのもつ自律的独立的性格は極めて薄く、長官のもつ自律的独立的権能といへば僅かに人事権の一部に関するものだけであつた。しかもこれさえも、皇帝の庶政専行、吏

部の掣肘の前には何ら力のないものであつた。また、中央官界に壟断的勢力を有するのは「皇親」、北人貴族官僚及び皇帝がその意思によつて重擧した特定の高級官僚層であるが、前二者はその官僚としてもつ権勢が本来寄生的なものであり独自の基底をもつていないのであるから、たとえかれらが中央官界における高官に任ぜられていても、皇帝の恣意によりその活躍は容易に封せられるべきである。また特定の高級官僚層が皇帝の専制下に帝意の単なる承奉執行者の性格を帯びるのは通常のことである。⁽¹⁵⁾ ちなみに、南朝の高官層にはその外延的勢力としての、門生、故吏等がある。これは勿論中央官界にも地方官界にも見られるが、それらは視点の置きかたによつて、その主たる高官に相当の勢力を与えるものということが出来る。しかし、それらにあまり高い評価を与えるのは疑問であつて、皇帝の恣意がその主たる高官を弾圧し或はその官僚としての地位を奪つた際、かれらの動向が（社会的、精神的問題としてはとりあげるべきものがあるとしても）、政治的には殆んどとるに足りなくなるのである。さきに故吏を例としてその一端にふれたがこれは巨視的にいつて、門生等にもあてはまると思われる。⁽¹⁶⁾

かくて、孝武帝の親政は、皇帝個人による専制政治ともいふべき性格を濃厚に帯びるようになった。それは（官僚機構の整備というよりもむしろその破壊を意味するが）、より具体的には皇帝が庶政を専行し、その補助として自らの「側近寒人」を使用し、以て要官にあるものがそれとして發揮すべき機能を封ずるといふ形としてあらわれてくる。——こうした「側近寒人」はこの時始めて生じたものである——孝武帝の親政の具体的様相についてはすでに別稿で述べたので、⁽¹⁷⁾ ここでの全面的記述を略し、ただこうした状態で「皇親」が官僚として無為となり、かつ戦々兢兢たる有様であつたことを、かれらと「側近寒人」との関係において記述するに止める。南史^{卷七}戴法興伝に、

孝武親覽朝政、不任大臣。而腹心耳目、不得無所委寄。法興頗知古今、素見親待。凡、選授遷轉、誅賞大處分、上皆法興・（巢）尚之、參懷。内外諸雜事、多委（戴）明賢。云云。

とあり、宋書卷七柳元景伝に、

世祖（孝武帝）嚴暴異常。元景雖荷寵遇、恒慮及禍。太宰江夏王義恭及諸大臣、莫不重足屏氣。未嘗敢私往來。世祖崩。義恭、元景等、竝相謂曰、『今日始免橫死。』義恭與義陽等諸王、元景與顏師伯等、常相馳逐、聲樂酣酒、以夜繼晷。

とある。「側近寒人」とは個人としての皇帝権力と一の組織・機構としての皇帝権力との間隙に巣くい、かつ（個人としての）皇帝権力の絶対性のうえに立つて活躍するものであるが、右の二記事から、「側近寒人」戴法興らの活躍が、「皇親」の代表的人物）江夏王義恭や（孝武帝の親委を受けて、要官在任者としては一応例外的に活躍していた）柳元景、顏師伯らの活躍にさえもはるかに優越し、かつその活躍を否定的なものとしていたことが知られよう。

ちなみに、孝武帝が「皇親」をこうした状態においた際、その馴致を側面から促進したものとして、次の三事項があげられよう。第一は帝の性格が峻嚴で人との妥協を好まなかつたことである。これについては改めて説明するまでもなからう。第二は帝即位の事情である。孝武帝の場合、江州刺史であつた帝が、文帝を弑せる太子劼をたおして帝位についてのは、自らの意思と江州刺史としての実力とによつたものであり、資治通鑑卷一百三十九齊建元元年（紀元四百七十九年）の条に、「（前略）江州刺史晉安王子懋、鄱陽・隋王の死せるを聞き、兵を起さんと欲す。防閭呉郡の陸超之に謂つて曰く、『事成らば則ち宗廟安きを獲、成らずとも猶ほ義鬼と為らん。』と。防閭丹楊の董僧慧曰く、『此の州は小なりと雖も、宋の孝武嘗て之を用ひき。若し、兵を擧げて闕に向ひ、以て鬱林の罪を請はば、誰か能く之を禦がん。』と。」とあるのは後者の実情の一端を物語つている。かれはその即位の過程において、かれの藩朝の旧臣たる若干の貴族の活躍をえたにしても、皇親や有力貴族層の協力援助を受けたこともなく、また必らずしもその必要もなかつた。第三には帝が即位直後南郡王義宣に叛かれたことである。旧来宋朝においては、太子劼が文帝を弑する迄皇親の叛逆はなかつた。ところが、帝

即位の直後荊湘二州刺史南郡王義宣の叛が起つてゐる。これは帝の皇帝としての存在を危くさせるほどの大乱となつた。資治通鑑卷一百二十八宋孝建元年（紀元四百五十四年）二月の条に、「義宣、荊江兗豫四州の力を兼ね、威、遠州に震ふ。（孝武帝、乘輿法物を奉じて之を迎へんと欲す。竟陵王誕、固く執りて可かず。曰く、『奈何ぞ、此の坐を¹⁷持して人に与へん。』と。乃ち止む。」とあるのはその一端を物語るが、この大乱は必らずや帝に「皇親」への警戒―対内的な意味における「血縁主義」の否定の念を強く起させたに相違ない。五月に帝の軍は義宣を敗り、六月（庚寅）には義宣を誅しえたが、帝が旧来官僚としての権勢が集約されていた録尚書事を省き、「皇親」のいわば代表的存在としてその官にあつた江夏王義恭の任を（自然廢官の形で）解いたのは、義宣が誅される七日前（癸未）のことである。また、本文前述のように、荊州刺史は祖法として皇親を任すべきであつたが、帝はそれにもかかわらず、義宣の叛が平ぐや、（のち再びその刺史に皇親を任じてはいるが）その直後に異姓旧臣を任じている。これらの事實は右の見解を証するところがある。

孝武帝のときに見える国情、中央官界の状態、「皇親」のありかたは、前廢帝以後の場合も（宋王朝政權がそれとして機能を全く失つた宋末順帝のときを論外とすれば）殆んど同様であつた。ただ、孝武帝のときはその親政の具現にあたり庶政の専行総攬と「側近寒人」の使用とにほぼ平等の重さがかけられていたが、前廢帝のとき以後は後者により重さがかけられるようになってゐる。以下、前廢帝のとき以後の中央官界における「皇親」のありかたを「側近寒人」との関連において弊見すると、南史戴法興伝に、孝武帝が崩じ前廢帝が即位したときのこととして、

時、太宰江夏王義恭、録尚書事、任同總己。而法興、尚之執權、日久、威行内外。義恭積相畏服。至是、憚懼尤甚。廢帝末親萬機。凡詔敕施爲、悉決法興之手。尚書中事、無大小、專斷之。顏師伯、義恭、守空名。

とある。次に明帝の在位中であるが、南史卷七十七阮佃夫伝に、

時、佃夫及王道隆、楊運夫、並執權、臣於人主。巢・戴大明之世、方之蔑如也。：泰始初、軍功既多、爵秩無序。佃

夫僕從附諫、皆受不次之位。捉車人武賁中郎將、傍馬者員外郎。朝士貴賤、莫不自結。

とあるが、「側近寒人」の活躍は「皇親」のそれとしての権能發揮—政治的活躍を大きく掣肘し、(帝の庶政専決と相まつて)「皇親」が中央要官にあつて活躍するを全く許さなかつた。最後に後廢帝の在位中であるが、南史阮佃夫伝に、

(佃夫) 欲用張濟爲武陵郡。衛將軍袁粲以下不同。佃夫稱敕施行。：凡、如此。粲等並不敢執。

とある。袁粲は当時要官にあるものの代表的人物であつたが、この記事も亦「側近寒人」の活躍が「皇親」の官僚としての活躍を大きく掣肘したことを示唆していると見てよからう。

ただし、こうした親政に関し次のことは注意しなければならぬ。そこで決定的役割を演ずる「側近寒人」の活躍は、例えば、資治通鑑^{卷一百三十五}宋泰豫元年(紀元四百七十二年)十月の條に、「鄂州刺史劉秉を以て尚書左僕射と爲す。秉は道憐の孫なり。和弱にして幹能無し。宗室の清令なるを以て、故に袁(粲)、褚(淵)之を引く。」とあり、資治通鑑^{卷一百三十三}宋元徽元年(紀元四百七十三年)の條に、「(後廢)帝位に即くに及び、年、冲幼に在り。素族^(緒淵、袁粲)、政を秉り、近習^(佃夫等を指す)、權を用ふ。(江州刺史桂陽王)休範自ら謂へらく、「尊親、二莫し。應に入りて辛輔と爲るべし。」と。

既に志の如くならず。怨恨すること頗る甚だし。」とあるに窺われるように、中央官界における「皇親」の貴族、下級貴族への(対外的)優越性を否定するものではなかつたのである。このことは換言すれば、こうした「側近寒人」の活躍が前述の「皇帝—皇親—貴族—下級貴族」の政治的ヒエラルキーの存在を否定するものでなかつたことを意味する。

なお、孝武帝のときに生じた新しい政治形態は以後大体齊末まで続き、その出現が国力の一応の充実をともなつた梁の武帝の政治はそれをかなり大きく否定するが、こうした政治形態は官界に陰晦な空気をただよわせ、同時に皇帝の弑廢等を生じさせる温床ともなつてゐる。

四 地方官界における皇親

軍事、行政を兼ねる地方官衙の最高単位は州鎮であるが、州鎮は自給自足的性格が強く、ことにその中核となる軍備の充実の責任が、中央からの補給のないままに長官に一任されていた。その為に長官は通常豪族勢力をその機構に繰り入れることによつてその軍事面での自立的態勢をととのえていた。(さきに、宋孝武帝のときに雍州刺史王玄謨がその治下の豪族勢力の弾圧削減を行つたことにふれた。これは恐らくその軍事面、経済面での自立的態勢を充実することと関連しているであろうが、こうしたやり方は全く例外的であつた。)以上の実情は不可避免的に各州鎮の自律的独立的性格を強化する。また、南齊書^{卷三十四}虞玩之伝の、玩之の議のなかに、「四鎮の成將は名のみありて実寡し、才に随つて部曲すといふも、勇懦を辨するなく、位に署すること借給のごとく、巫媼肩を比べて、山に弥り海に満つ。皆これ私役なり。」とあるが、こうした状態が私役(國家に対する無役)の生ずる温床の一となつていたのである。ところで州鎮の長官たる州鎮長官は州鎮の事実上の最高意思決定者であつた。従つて皇帝権力の地方官界侵透への期待は州鎮対策、州鎮長官対策にしばらくはなされてくるが、具体的には、それは第一に州鎮官僚機構にすくう豪族勢力の排除であり、第二にそれとの関連における私役の排除でなければならぬ。⁽¹⁸⁾

武帝、少帝、文帝が州鎮(長官)自体のもつ自律的独立的性格に手をふれえなかつたこと、(即ち、州鎮官僚機構にすくう豪族勢力の排除及びそれとの関連における私役の排除を共に為しえなかつたこと)皇親を親妾してかれらを盛に州鎮長官として送り出したが、それが州鎮を現状のままに國策遂行に働かせようとしたものであつたこと、にほぼ異論はなからう。問題は親政を標榜した孝武帝(以後の諸皇帝)がどのような形でその親政を皇親州鎮長官に及ぼしてきたであろうか、ということである。今それを孝武帝の場合を例にとつてやや微視的に見て行くと、こうした考察の際は是非とも留意すべきこととして、帝の在位中、地方勢力の統合的結集が一段と強力に要請されていたことがある。これは前帝の末期元嘉二十七年以来の現象である。それに関しての私見は、一部分をすでに発表しており、残りの大部分も近く別稿で発表する予定

であるので、ここでの再論を略するが、私見の骨子を述べると、地方勢力の統合結集が要請された主要因は主として対北朝關係にあつた。従つて、それは地域的には江流域に、内容的には軍事面に、とくに強かつた。(當時有力州鎮はその殆んどが江流域にあつた。)その具体的方策としては都督制度の強化と豪族勢力の地方官界へのくり入れが行われた。都督制度の強化はすでに武帝のときに現われているが、それは都督たる有力州鎮長官のもつ自律的独立的性格を一段と強化することなくしては効を見ない。豪族勢力の地方官界へのくり入れは州鎮及び州鎮長官の自律的独立的性格を増強する。ちなみに、南史^{卷五十九}王僧孺傳に、

先是、尚書令沈約以爲、『晋咸和初、蘇峻作亂、文籍無遺。後、起咸和二年(紀元三百二十七年)以至于宋、所書並在省左戸曹前廂。謂之晉籍。有東西二庫。此籍並精詳。寔可寶惜。位宦高卑、皆可依。宋元嘉二十七年、始以七條徵發。既立此科、人姦互起、偽狀巧籍、歲月滋廣。以至于齊。臣謂、「宋齊二代、士庶不分、雜役減闕、職由於此。」竊以、「晉籍所餘、宜加寶愛。」

とあり、南齊書^{卷三十四}虞玩之傳に、

玩之上表曰、『宋元嘉二十七年、八條取人、^(七)書籍、衆巧之所始也。愚謂、「宜以元嘉二十七年籍、爲正。」今、戸口多少、不減元嘉。而板籍頓闕。弊亦有以。自孝建已來、入勲者衆。其中操于戈、衛社稷者、三分殆無一焉。勲簿所領、而詐注辭籍、浮遊世要、非官長所拘錄、復爲不少。云云。』

とある。沈約、虞玩之の説くところから、孝武帝在位中、七条取人と書籍との二法の存在を悪用して役民が役を免れることの多かつたのが知られよう。ところで、書籍とはその軍勲を籍に注記することであるが、孝武帝が事実上有勲でないものがそれに乘じて無役となり役民がますます減少するという悪弊があるにもかかわらず、書籍の法を造り出し、かつそれを廃止しえなかつたところにも亦、帝在位中、軍事力結集がその国力を超えて要求されていたことが知られよう。こうし

た実情が帝の地方官界における親政の徹底を側面から妨げたのは十分に推測出来るところである。

右に述べたことを念頭において論を進めて行くと、親政の方策は中央の場合と同様、庶政の専行と「側近寒人」の使用とによつて代表される。まず帝の庶政の専行に關してであるが、資治通鑑卷一百三十九宋大明七年(紀元四百六十三年)の条に、

夏四月、甲子、詔、『自非臨軍戰陳、竝不得專殺。其罪應重辟者、皆先上、須報。違犯者、以殺人論。』五月、丙子、

詔曰、『今、刺史守宰、動民興軍、皆須手詔施行。唯邊隅外警、及姦豐內發、變起倉猝者、不從此例。』

とあるのがその最も重要なものである。「先上、須報。云云。」に胡三省が注して「先、上奏其罪狀、待報、乃、行刑。此、漢法也。」としているが、当時は刺史の殆んどが「節」をもち、「節」の種類によつてその内容に相異はあつたが、死罪を專決していたのである。⁽²¹⁾ 右の二詔が皇親州鎮長官をもその対象としているのは明らかである。二詔の内容がどれだけ実行されたか明らかでないが、たとえ帝在位中一時的に行われたとしても、それだけでは親政が地方官界に徹底したとは為しがない。

次に、「側近寒人」の使用に關してであるが、孝武帝は皇帝自選の典籤(以下、典籤という)を州鎮(長官)のもとに恒置的に派遣しておく制度を創始した。典籤の活躍は州鎮長官及び州鎮官僚の監察監督を行い、かれらを帝意の承奉執行者たらしめる目的をもつものであるが、その十全的な任務遂行が可能であつたのは、僅かに年少皇族州鎮長官及びその統べる州鎮官僚に対してだけであり、孝武帝(以後の諸皇帝)が恐らくはさらに強くそれを期待した年長皇族州鎮長官や異姓出身長官及びそれらの統べる州鎮官僚に対する任務遂行は望むべくもなかつたと考えられるのである。⁽²²⁾ ちなみに、孝武帝のとき本文前述の荊江二州刺史南郡王義宣の叛乱のほかに、大明三年(紀元四百五十九年)の南兗州刺史竟陵王誕、大明五年(紀元四百六十一年)の雍州刺史海陵王休茂の叛があつた。義宣の叛乱のとき典籤は未だ派遣されていなかつたようであるが、誕、休茂の兩人はその叛乱にあたり容易にかれらのもとにあつた典籤を殺しているのである。このように

見てくれば、典籤の活躍も亦親政を徹底させる決定的要素となりがたかつたといえよう。かくて、(年長)皇族州鎮長官は自律的独立的な州鎮の事実上の最高の統轄者として權勢を振り、或はその官僚機構を通じて豪族勢力を糾合し、或は多数の私役を招入して、その動向は往々反「皇帝」的となるに至つていたのである。

以上見てきたように、孝武帝の親政(皇親州鎮長官に対するそれを含む)は中央と異つて地方では不徹底に終つたが、今それを別方面から証するものとして、血縁廻避の制をとりあげて見よう。中央官界において、晋代以来この制は一応守られていたが、孝武帝はそれを一段と徹底させている。陔余叢考^{卷二}親族廻避の項にその実例の一を簡明に記述して、

(前略) 宋書、劉祇爲中書郎。江夏王義恭領中書監。服親不得相臨。表求解職。(宋)孝武詔曰、「昔、二王兩謝、俱至崇禮。自今、三台(尚書、御史、謁者)の三台を指す、五省(尚書、中書、門下、秘書、集書)の五省を指す、並同此例。」

とある。劉祇は成王義欣の子である。次に地方官界においてであるが、例を州鎮長官にとると、晋書^{卷六}劉弘伝に、荊州刺史劉弘が荊州の守宰の人事に關し上表したなかに、牙門皮初を襄陽太守に補せんことを乞うた条が見えていたが、そこに

(前略) 朝廷以、「初、雖有功、襄陽又是名郡。名器宜慎。不可授初。」乃、以前東平太守夏侯陟爲襄陽太守。餘並從之。陟弘之壻也。弘下教曰、「夫、統天下者、宜與天下同心。化一國者、宜與一國爲任。若必姻親、然後可用、則荊州十郡、安得十女壻、然後爲政哉。」乃表、「陟姻親、舊制不得相監。皮初之勲、宜見酬報。」詔、聽之。

とある。これから旧制では地方においても血縁廻避の制があつたことが知られる。ところで、宋書^{卷五十八}王球伝に、元嘉四年(紀元四百二十七年)、(王球)起爲義興太守。從兄(録尚書事王)弘爲揚州。服親不得相臨。加宣威將軍。

在郡有寬惠之美。

とある。弘はその前年元嘉三年(紀元四百二十六年)から揚州刺史であつた。この際宋書^{卷六十一}王韶之伝を見ると、弘は揚州刺史として、自らと祖免の關係にある呉興太守王韶之を諫下においていた。こうした二例から、宋初の地方官界には血

縁廻避の制が原則的には残っていたこと、しかし、それは現実に守られなかつたこと、(こうした原則を無視せぬよう何らかの弥縫策がとられた場合があつたとしても、それは結局実質的に無視されたにひとしかつたこと、)が窺われよう。さらに、宋書^{七十卷}袁淑伝には、

(袁淑) 出爲(征北將軍・南徐兗二州刺史) 始興王(濬) 征北長史・南東海太守。淑始至府。濬引見、謂曰、「不意、舅遂坐屈佐。」淑答曰、「朝廷遣下官、本以光公府望。」

とある。淑と濬との關係は、右の晋書劉弘伝の記事に鑑み、血縁廻避の制の血縁に該当すると考えられるが、朝廷自らがそれを敢て行つたことと淑の答とは、地方官界における血縁廻避の具文化に関し右の見解により確實性を与えるであらう。これは文帝の元嘉元年(紀元四百二十四年)のことである。地方での血縁廻避は時を追うていよいよ守られなくなつていく。ところで、州鎮の官僚は府官僚と州官僚とからなつていく。府官僚の官僚体系はつとに中央官界の官僚体系のなかに組入れられていた。一方、州官界の官僚体系は中央官界の官僚体系と關係なかつたが、東晋末宋初になると州官界も中央官界の官僚体系のなかに組入れられ始めていく。²³⁾ 宋書^卷武帝本紀^中に、

(義熙八年)(紀元四百十二年)十一月己卯、公(劉裕を指す)至江陵、下書曰、「……(江荆二州)州郡縣吏、皆依尚書定制。」

とあるのはその一端を物語るといえよう。こうした現状は、孝武帝が地方官界に血縁廻避の制を侵透させる好機であつたことを想像させる。しかし、管見の及ぶ範囲では、中央官界に血縁廻避を厳守させた孝武帝が、それにもかかわらず、右の実情を無視して地方官界における血縁廻避制の勵行については一言もふれていない。このことは、当時の國勢の衰退と地方勢力の(豪族勢力を通じての)統合的結集要請との悪循環のなかで、皇帝権力一個人としてのそれ及び一の組織・機構としてのそれを共に含む一の(皇親要官に対する)侵透が中央官界における場合に比し、地方官界において遙かに弱かつたのを示唆するであらう。

ここに、孝武帝が在位した全期間における皇親州鎮長官の実情について見ると、

揚州(100%) 廣陵王誕・江夏王義恭・西陽王子尚

東揚州―大明三年の改稱後は揚州―(100%) 西陽王子尚

南徐州(100%) 江夏王義恭・竟陵王誕・劉延孫・新安王子鸞

荊州(50%) 南郡王義宣・臨海王子瑱

南兖州(56%) 劉延孫・西陽王子尚・建安王休仁・竟陵王誕・晋安王子助

江州(67%) 東海王禕・義陽王昶・桂陽王休範・晋安王子助

湘州(86%) 南郡王義宣・劉義恭・劉遵考・山陽王休祐・建安王休仁・劉伯禽

鄆州(20%) 安樂王子綏

徐州(14%) 巴陵王休若

雍州(50%) 武昌王渾・劉延孫・海陵王休茂

南豫州(100%) 東海王禕

廣州(66%) 臨海王子瑱・始安王子真

となる。(一)再任者を除く。(二)内の百分率は帝在位中の被任命者総数に対する皇親被任命者の率を示す。(三)帝在位中の州数は多少の増減はあるが、大体二十州程度であった。右に明かなように皇親州鎮長官の任せられたのは州数からいつてその半ばにあたるが、質的にいえば重要州の殆んどすべてにわたっている。こうした事実は、帝が南郡王義宣の大乱にこり、義宣につぐ荊州刺史を(旧臣の)異姓としたが、のち又もや皇親を任じたこと、典籤が年長皇親州鎮長官に対し殆んど無力なのが分明になつても依然として年長皇親州鎮長官を造り出したこと、及び前引の資治通鑑宋大明元年八月

の条の南徐州刺史に関する措置、と相まつて、帝にとり皇親州鎮長官の造出自体が殆んど不可避的な面をもつことを物語つていてよからう。これから大胆な推測をすれば、本稿でいう対内的な意味においてであるが、孝武帝は中央官界において専制君主（＝「絶対者」として「血縁主義」を否定したにもかかわらず、地方官界においてそれにとよらざるをえない向があつたのではないかとさえも思われる。

地方官界における皇帝対皇親州鎮長官の關係及び地方勢力結集の要請は以後は宋一代を通じ孝武帝の時代と同様であつた。その考説は紙数の都合で割愛するが、以上の事實は、裏面からいへば宋王朝政權が現実には健康を中心とする一地方政權の性格をもつていたことを物語るものである。

註(1) 宋代の役に関して、拙稿、「劉裕政權と義熙土断」

（重松先生古稀記念九州大学東洋史論叢）参照。なお、それは拙稿、「東晋の貴族制と「地縁」性」（未発表）でもふれる。

(2) 「九品官人法の研究」参照。

(3) 森三樹三郎氏、「六朝士大夫の精神」（大阪大学文学部紀要第三卷）拙稿、「南朝における皇帝の中央貴族支配に就いて」（社会学第二十一卷第一号）・「劉宋の五等開國爵と貴族」（東洋史学）第十六輯参照。

(4) 前掲、「南朝における皇帝の中央貴族支配に就いて」参照。

(5) 前掲、「劉裕政權と義熙土断」参照。

(6) 拙稿、「南朝における地方官の本籍地任用に就いて」（愛媛大学歴史学紀要第一輯）参照。

(7) 貴族の資格に関しては、前掲、「九品官人法の研究」参照。

(8) 前掲、「南朝における皇帝の中央貴族支配に就いて」参照。

劉宋の官界における皇親

(9) 傅亮、徐羨之の資格に関しては、前掲、「劉裕政權と義熙土断」参照。

(10) 宋代における皇親の要官就任の実情については、李俊氏、「中国宰相制度」及び前掲、「南朝における皇帝の中央貴族支配について」参照。

(11) いうまでもなく、皇親の要官被任命率の高いことは、本文で述べる政治的ヒエラルキー存立の補強となつても、逆に、その高いこと自体がそうした政治的ヒエラルキーの存立を意味するものではない。

(12) 資治通鑑卷一百一十六宋元嘉二十八年の条参照。

(13) 前掲、「南朝における皇帝の中央貴族支配に就いて」参照。

(14) 拙稿、「晋南朝の故吏」（東洋史学）第十七輯参照。

なお、こうした問題の解明にはその背後にある族的結合の姿

貌、貴族の自我の自覚の追求を必要とするが、それについては改めてとりあげる。

(15) 前掲、「南朝における皇帝の中央貴族支配に就いて」

(16) 孝武帝の親政に関しては宮崎博士に卓論がある。「九品官人法の研究」また、「側近寒人」に関しては宮川尚志博士の優れた研究がある。「六朝史研究」第五章魏晉及び南朝の寒門寒人)

(17) 問題を皇帝対中央貴族に限った際、孝武帝の親政を許したものの一として、その官僚としての無能化もあげられよう。

(18) 前掲、「南朝における地方官の本籍地任用に就いて」・拙稿、「南朝における対州鎮長官策について」(愛媛大学歴史学紀要第三輯)

・拙稿、「南朝州鎮考」(史学雑誌第六十二輯)参照。

(19) 資治通鑑^{卷一百一十九}宋永初三年の条参照。

(20) 前掲、「南朝における対州鎮長官策について」

なお、巨視的に見て、雍州刺史王玄謨の土断断行もこうした見解を否定するに足るものではない。このことと、その土断のもつ意義とに関しては別稿(「南北朝交渉史研究序説」)でふれることとする。

(21) これを論じたものは数多いが、一例として、陔余叢考^{卷一}刺史守令殺人待奏の項がある。

(22) 前掲、「典籤考」参照。

(23) 前掲、「九品官人法の研究」参照。

**The Royal Clan in the Officialdom of the
Liu-Sung 劉宋 Dynasty**

By S. Ochi

This article analyses the political position of the Royal Clan in its relation to the imperial power in the *Liu-Sung* 劉宋 Dynasty (420—479A. D.).

In this dynasty, Emperors strengthened the control over the powerful clans more than the former dynasty. This policy was reflected in the relation between the Royal Clan and the powerful clans, and realized by the establishment of political hierarchy, composed of Emperor, Royal Clan, Court Nobility and lower Nobles.

I think it necessary to study the relation between the Royal Clan and the Emperor, the patriarch of the Clan from the two

points of view.

1) In the central court officialdom:

In the reign of *Wen-ti* 文帝, during the period of powerful national strength, the Emperor trusted to the Royal Clan and the Court Nobility. Sometimes a sort of "Nepotic Government of the Royal Clan" was realised. But after *Hsiao-Wu-ti* 武孝帝, when the national power began to decline, the individual despotism of the Emperor appeared. Because, Emperor's extraordinary intention to strengthen the control over the officialdom and of the parasitic character of the Royal Clan and Court Nobility, which had not their own political basis. The individual despotism was destructive to the bureaucratic administration, so the Royal Clan and Court Nobility as the court bureaucracy were enfeebled.

2) In the local government officialdom;

Before the *Wen-ti* period, Emperors attempted to depend on the Royal Clan and to penetrate the imperial authority into local governments through their appointments to the important posts. *Hsiao-wu-ti* wanted to extend his policy, "individual despotism", over the local administration, but he did not succeed. After the *Hsiao-wu-ti* period, the Emperors showed even a tendency to depend on the clanship, which was given up in the central court bureaucracy, for the control of the local government officialdom.

Generally to say, the despotic imperial power was formed of two elements, the power of the centralized political structure and that of the individual authority of the Emperor. Usually, the decline of a dynasty signifies the decay of both powers. In the *Liu-Sung* Dynasty, the individual power of the Emperor was rather strengthened in the central bureaucracy but not in the local governments with the crisis of the centralized political structure.

In the dualistic policy, in central court and in local governments, of the Emperor against the Royal Clan, we can see that the character of the ruling power of *Liu-Sung* Dynasty was only one of the most influential local power, centering around *Chien-kang* 建康 the Capital.